吹田市長 あて			(平成		年 年)	月	E	3
	※注1	住所	-	大阪市頭	東区和	集ノ宮1丁目6番8	85 号		
		氏名				市再生機構 西日			
						: 大西 誠			(E)
		電話	(06)	6989 - 1717			
		住所	7	大阪市中	中央国	☑備後町1丁目5	5番2号		
		氏名				式会社 大阪本	店		
		電話		本店長 (06		」謙二 6229 - 7900			(E)
		电前		. 00	,	0229 - 7900			
事業の名称			Ŧ	·里山駅	前商	業施設街区事業	Ė		
対象事業区域	吹田市			霧が丘					
	住所					1丁目4番1号			
※注1 設計・代理者	氏名					設計 大阪事務 上村 晋	PJT		
改訂"11、连有 	電話		吊務執	17仅貝	까	上州 百	(担当者)
	-511						\ <u>_</u>		,
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	住所	:	未定						
※注1 工事施工者	氏名								
工事心工名	電話								
 事業予定期間	平成	25 :	年	(2013:	年)	3 月	1 日	から	
チボリたが同	平成	26	年	(2014:	年)	11 月	30 日	まで	
			計	画部分		既存部分		合計	
	対象事業面	積	2,	284.35	m [‡]	m²			m¹
	建築面積		1,	814.40	m³	m [*]			m¹
事業の規模	延べ面積		6,	626.54	m³	m³			m [‡]
	最高の高さ	<u>z</u>		16.35	m	m			
	1# \# III\ #1				s	造∙一部		SRC	造
	構造∙階数	` <u>-</u>	地上	3	階	±	也下		1 階
	区分 🗸 新	築	±	曽築		改築	新設	±	曽設
	土地区	函整:	理事業			市街化再開発	事業		
	□ 宅地道	5成			√	開発行為事業の	目的: 駅前	前商業施設用 ⁵	地の造成)
	✓ 建築物	の新記	没又は均	曽改築の	事業	<u>.</u>			
事業の目的・内容	ſ□エ	事∙事	業場			住宅·共同住宅	;(F	∃)]
	☑商	業施設	殳			事務所 ▽	公共的建	築物	
	7	の他	(_	_	,)	
	□駐車均	易又は、	、資材置	置場の新	設又	は増設の事業	Š		
	□ その他		()			
環境まちづくりの内容	ガイドライン取	組事項	チェック	クリスト	こよる	5	1		
							1		
添付書類									
							笠		무

環境まちづくりの概要(1)

事業者の環境方針

弊社は"リースを通じて社会に貢献しよう"のスローガンのもと下記行動指針に基づき環境保全活動を推進します。

出社は『共創・共生』の大和ハウスグループの一員として創業以来、高品質な商品とサービスを迅速に 提供するという建築の工業化と資源の可能性を最大限に活かすことを基本に事業を展開してきました。これからも環境に配慮する時代の要求にマッチした事業を心がけ、かけがえのない地球環境を 健全な状態で次の世代へ引き継いでいくために環境保全活動を推進します。

当該事業における 環境まちづくり方針

・建物の省エネ設計・省エネ性能の高い商材の提供に努め、温室効果がス排出量の低減に貢献します。 ・都市緑化や環境エネルギー事業を次世代の成長事業とし、自然環境保護に積極的に取り組みます。

1. 実施率と主な実施内容

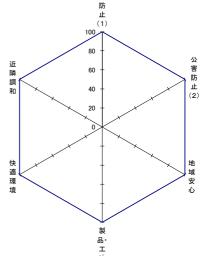
1-1. 工事中

実施率100パーセント(小数点第2位以下切り捨て)

 実施する・一部実施するの項目数
 =
 52

 該当なしを除いた項目数
 52

-:方針(案)



	公害防止(1)	公害防止(2)	地域安心	製品·工法	快適環境	近隣調和
方 針	20	16	5	3	5	3
案	20	16	5	3	5	3

主な実施内容

- ・工事期間中の児童をはじめとする通行者の安全確保、工事車両の安全な誘導のため、適切な人数の交通整理員を適正に配置します。
- ・工事作業期間中は、週刊作業予定表を適切な位置に掲示し、近隣にお住まいの方々に作業予定等をお知らせします。
- ・当該工事の工事関係車両には、工事関係車両であることを明記したステッカー表示を行います。
- ・工事期間中、敷地外周に防犯灯を設置します。休業日は敷地出入口の施錠を行うなどの防犯対策に努めます。
- ・建物の解体時には、内装材の廃材を、畳や板ガラスなど9品目に分別解体・回収し、最終処分となる混合廃棄物の削減と再資源化に努めます。
- ・工事施工者に、工事車両の安全な通行及び周辺地域の工事による負担軽減のため、周辺で行われる工事施工者間の相互調整を図り、交通整理員配員をはじめとする各種の安全対策等を講じるために組織している 千里山団地の「工事安全協力会」への参加を義務付け、可能な限り工事計画等の調整に努めます。

環境まちづくりの概要(2)

1-2. 施設・設備等

実施率 97.2 **パーセント** 実施する・一部実施するの項目数

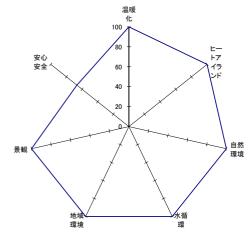
36

(小数点第2位以下切り捨て)

該当なしを除いた項目数

37

—:方針(案)



	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
方針	9	1	6	2	11	5	2
案	9	1	6	2	11	5	3

主な実施内容

(1)省エネルギー・低炭素なエネルギー技術の導入

CO2削減量

16.0 t-CO2/年

導入内容

※(CO2換算が可能な設備に関して記載ください。)

- ・LED照明の導入。
- ・節水式トイレの導入。 ・省エネ基準をクリアした設備機器の選定。

(2)緑地面積

緑化率

16.6 %

条例基準分

8.0 %以上

実施内容(緑化率に換算されない緑地(駐車場緑化・ベランダ緑化・花壇など)の面積など)

(3)雨水利用

雨水貯留量 0.0 t うち雨水利用量

0.0 t

利用目的

【□植栽水やり□トイレの流し水□洗車□その他

(4)上記以外の主な実施内容

外構において透水性のある舗装を用い、水循環を促します。

地区計画に従い敷地から1mの壁面後退による建物の圧迫感を軽減します。

道路から2mの歩行者が安全に通行できる空間を整備します。

環境形成基準を遵守し、駅前に相応しい景観の形成に努めます。

環境まちづくりの概要(3)

2. その他(本ガイドライン記載の取組事項以外に実施する環境まちづくりの取組を記載ください。)				
2. ていに、不ガイドブインに乗り水和子気のパに大心する境界なりラミッの水和とに乗くたです。/				
〇工事	『施工者に、工事車両の安全な通行及び周辺地域の工事による負担軽減のため、周辺で行われる工事			
施工者	背間の相互調整を図り、交通整理員配員をはじめとする各種の安全対策等を講じるために組織している 			
十里山	」団地の「工事安全協力会」への参加を義務付け、可能な限り工事計画等の調整に努めます。			

●工事中におけるガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、事業による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下のとおりガイドライン取 組事項を実施します。

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
大気汚 建設株	5染や騒音などの公害の防止します。 ^{機械}		
1	低公害型建設機械の使用	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	排出ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械の使用を工事施工者に 義務付けます。
2	低燃費型建設機械の使用	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	一時的な使用の建設機械を除き、低燃費型建設機械の使用に努める ことを工事施工者に指示します。
3	アイドリングの禁止	□ 実施しない □ 該当なし	アイドリングを抑制し、排出ガスの低減に努めるよう周知することを工事 施工者に指示します。
4	環境に配慮した運転	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	空ぶかしを抑制し、環境に配慮した運転に努めるよう周知することを工事施工者に指示します。
5	稼動台数の抑制	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	効率的な稼働台数となる工事施工計画を立案し、台数抑制に努めることを工事施工者に義務付けます。
6	工事の平準化	□ 実施しない □ 該当なし	工事施工計画を立案し、一時的な集中稼働がないよう工事の平準化を 図ることを工事施工者に指示します。
7	機械類の整備点検	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	機械類の適切な整備点検の実施を工事施工者に指示します。
工事	<u></u> 関連車両		
8	低公害車の使用	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	一時的な使用の車両を除き、燃費や排出ガス性能のよい車両の使用 を工事施工者に指示します。
9	大阪府条例に基づく流入車規制の遵守	□ 実施しない □ 該当なし	当該工事関係車両に、大阪府条例に基づく流入者規制の遵守を義務付けます。
10	工事関連車両の表示	□ 実施しない □ 該当なし	当該工事関係車両に、当該工事の工事関係車両であることを明記した ステッカー表示を義務付けます。
11	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	可能な限り工事関係車両による交通集中を回避すると共に、通学に配慮した工事施工計画を作成し、厳守することを工事施工者に義務付けます。
12	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	周辺の道路交通事情を勘案のうえ、合理的な車種を選定し、車両台数 の抑制を図ることを工事施工者に義務付けます。
13	工事関連車両台数の抑制	□ 実施しない □ 該当なし	資材の運搬を伴わない工事関係車両の搬入台数を必要最小限に抑制 することを工事施工者に指示します。
14	土砂の積み降ろし時の配慮	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	土砂の積み下ろしの際には、騒音、振動に配慮することを工事施工者 に指示します。
15	タイヤ洗浄	☑ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	周辺への土砂粉じん飛散を防止する為、現地でタイヤ洗浄を実施つることを工事施工者に義務付けます。

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
16	ドラム洗浄時の配慮	☑ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に 配慮します。
17	場外待機の禁止	▽ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	エ事関連車両を場外に待機させないよう適切な施工計画を作成のうえ 搬入台数等の管理を行うことを工事施工者に指示します。
18	クラクションの使用抑制	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	危険を伴う作業・緊急性がある場合を除き、クラクションは必要最低限とすることを工事施工者に指示します。
19	アイドリングの禁止	▽ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	アイドリングを抑制し、自動車排出ガスの低減を図る運転に努めるよう周知徹底を図ることを工事施工者に指示します。
20	環境に配慮した運転	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	空ぶかしを抑制し、環境に配慮した運転に努めるよう周知徹底を図ることを工事施工者に指示します。
工事方	 法 振動等		
	防音シートなどの設置	□ 実施する □ 一部実施する	造成工事期間中は敷地外周高さ3mの仮囲いを設置すると共に、建築解体撤去時には防音シートを設置し、良好な維持管理を行うことを工事施工者に義務付けます。
22	丁寧な作業	② 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	仮設転落防止柵の設置等建設資材の落下防止措置を講じる他、丁寧な作業を行うことを工事施工者に指示します。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	▽ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
24	近隣への作業時間帯の配慮	☑ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	騒音・振動を伴う作業は、日曜・祝祭日は原則禁止し、周辺地域に配慮 した時間帯に行うことを義務付けます。
粉じん	・アスベスト		
25	解体、掘削作業の配慮	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	粉塵等の飛散が予見される解体、掘削作業時は、地盤面を乱さず、周辺に土砂が流出しない範囲内で散水を行い、粉塵の飛散防止に努めることを工事施工者に指示します。
26	飛散防止対策	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	長期間土砂等を露出し、粉じの飛散が予見される場合は、適宜シート 等で覆い粉塵の飛散防止に努めることを工事施工者に指示します。
27	アスベストの調査など	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	建築物等の解体の際は、アスベスト使用の有無を調査し、大気汚染防止法、石綿障害予防規則等の規定を遵守し、調査結果の掲示と関係機関への報告を行います。
28	アスベストの飛散防止措置	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	アスペスト含有建材を解体する際は、大気汚染防止法、廃棄物の処理 及び清掃に関する法律、石綿障害予防規則等の関係法令を遵守し、撤 去・運搬・処分等確実な措置を施すことを工事施工者に義務付けます。
水質	- 5濁・土壌汚染・地盤沈下 		
29	濁水や土砂の流出防止	□ 実施しない □ 該当なし	土砂の流出、濁水の流出等の予防措置を講ずることを工事施工者に義 務付けます。
30	塗料などの適正管理及び処分	□ 実施しない □ 該当なし	塗料などを使用する場合は、揮発性有機化合物の取り扱いについて工事施工計画書を作成のうえ、厳守することを工事施工者に義務付けます。
31	土壌汚染物資の拡散防止措置	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	土地の利用履歴を調査し、土壌汚染がないことを確認しております。

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
32	地盤改良時の配慮	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	地盤改良を行う必要が生じた場合は、土壌汚染、地下水の水質汚染がない工法の採用を工事施工者に指示します。
33	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	地盤面の掘削等に際しては、地下水位や、地盤の状況を把握し、ヒービング、盤ふくれ、ボイリング、地盤沈下等の周辺地盤や、周辺家屋に影響を及ぼさない工法を採用することを工事施工者に指示します。
悪臭・	廃棄物		
34	アスファルト溶解時の臭気対策	□ 実施しない □ 該当なし	アスファルト溶接作業が生じる場合は、適切な温度管理と作業場所を 考慮した施工計画書を作成し、厳守することを工事施工者に指示しま す。
35	現地焼却の禁止解体時の環境汚染対策	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	敷地及びその周辺において発泡スチロール、木材等の焼却不可を工 事施工者に義務付けます。
36	解体時の環境汚染対策	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	PCB使用機器や使用が規制されているフロンガス、その他有害物質を含む設備機器、機材等の解体を伴う場合は、事前調査を行い、関係機関と協議のうえ、関係法令等に基づき適切な措置及び処分を講じます。
37	仮設トイレ設置時の臭気対策	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	仮設トイレ等の設置にあたっては、仮設工事計画を作成し、設置場所、 メンテナス等周辺に配慮した計画とすることを工事施工者に指示しま す。
地域の	安全安心に貢献します。		
	地域との連携における事故の防止	□ 実施しない □ 該当なし	エ事着手から工事完了までの期間、適切な人数の交通誘導員を敷地 周辺へ配置することを工事施工者に義務付けます。
39	児童などへの交通安全の配慮	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	工事車両の通行時間を定めるとともに、安全確保のための交通誘導員 の適正配置を工事施工者に義務付けます。
40	夜間や休日の防犯対策	☑ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	夜間・休日は、工事現場で入り口の施錠を行うと共に、立入禁止の標識や仮設防犯灯の設置等、危険防止の措置を講ずることを工事施工者に義務付けます。
41	児童などへの見守り、声かけ	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	近隣自治会と連携した、安全点検報告会を定期的に開催し、地域の防 犯活動に寄与します。
42	地域の防犯活動への参加	□ 実施しない □ 該当なし	近隣自治会と連携した、安全点検報告会を定期的に開催し、地域の防 犯活動に寄与します。
環境に	配慮した製品及び工法を採用します。		
	エネルギー消費の抑制	□ 実施しない □ 該当なし	熱効率の良い、外気を熱源とする空冷HPを冷暖房設備に採用する等、 工事期間中省エネルギー化に努めることを工事施工者に指示します。
省資源	百 百	<u> </u>	<u></u>
	残土発生の抑制	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	工事着手手前に建設副産物処理計画書を、処理・処分後に建設物副 産物処理実施報告書を提出することを工事施工者に義務付けます。
45	廃棄物の減量	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	資材の梱包等を最小限とすると共に、廃棄物の分別を行い資源の有効利用を行うことで廃棄物の減量に努めることを工事施工者に指示します。
快適な	環境づくりに貢献します。		
景観		T	1
46	仮囲い設置時の配慮	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	敷地境界周囲で行う工事を除き、機能性の確保及び景観面にも配慮した万能鋼板塀を設置し、良好な維持管理を行うよう工事施工者に義務付けます。

	取組事項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
47	仮設トイレ設置時の配慮	▽ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	仮設トイレの設置は、仮設計画を立案し近隣住民及び通行者に不快感を与えない配置とすることを工事施工者に指示します。
周辺0	D環境美化		
48	周辺道路の清掃	☑ 実施する □ 一部実施する	周辺道路について、清潔等の必要な措置を講じます。
49	場内整理	▽ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	建設資材や廃棄物等の場内の整理整頓に努めることを工事施工者に 指示します。
ヒート	アイランド現象の緩和		
50	打ち水	▽ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	用水が確保できる場合は、周辺の状況を勘案のうえ打ち水を行うよう工 事施工者に指示します。
地域と	の調和を図ります。		
工事討	说明·苦情対応		
51	工事内容の事前説明及び周知	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	工事着手前に近隣住民に工事概要、作業工程等を説明すると共に、工事期間中は週刊作業予定表を掲示し、適宜現況と予定をお知らせすることを工事施工者に指示します。
52	苦情対応	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	敷地外周に掲示する工事に関する掲示板等に問い合わせ先、担当者名を明記し、工事に関する苦情等に対して真摯に対応することを工事施工者に指示します。
周辺0	D教育·医療·福祉施設への配慮		
53	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない ☑ 該当なし	特に隣接する教育・医療・福祉施設はございません。
54	騒音、振動などの配慮	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない ☑ 該当なし	特に隣接する教育・医療・福祉施設はございません。
周辺0	D事業者との調整		
55	複合的な環境影響の抑制	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	工事施工者に、工事車両の安全な通行及び周辺地域の工事による負担軽減のため、周辺で行われる工事施工者間の相互調節を図り、交通整理配員をはじめとする各種の安全対策等を講じるために組織している千里山団地の「工事安全協力会」への参加を義務付け、可能な限り工事計画等の調整に努めます。

●施設・設備等に係るガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、事業による環境への影響を最小限にとどめ、また、新たな環境負荷の発生を事前に防止するとともに、地域の環境レベル向上に貢献するため、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
地球温	温暖化対策を行います。		
56	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建 築物環境性能表示制度の活用	☑ 実施する □ 一部実施する	大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果を得られるよう 努めるとともに、その評価結果を大阪府建築物環境性能表示制度によ り広告物などに表示します。
57	高効率及び省エネルギー型機器などの採用	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	空調、照明、給湯、昇降機などの設備について、高効率や省エネル ギー型の機器を採用します。
58	再生可能エネルギーの活用	□ 実施する☑ 一部実施する□ 実施しない□ 該当なし	太陽光、太陽熱、風力などの再生可能エネルギーを活用します。
59	エネルギー効率の高いシステム及び機器導入 の検討	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	エネルギー効率の高い地域冷暖房、コージェネレーション、ヒートポンプ システムなどの導入を検討します。
60	冷媒漏えい(使用時排出)の防止	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備(空調機器、冷蔵冷凍庫など)を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい(使用時排出)が発生しないよう安全設計に配慮します。
61	建築物のエネルギー負荷の抑制	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	採光や通風性の考慮や断熱性能を向上させることで、建築物のエネルギー負荷を抑制します。
62	長寿命な建築物の施工	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。
63	環境に配慮した製品の採用	☑ 実施する □ 一部実施する	建設リサイクル法遵守(コンクリート・アスファルトコンクリート・木材の再資源化)wp工事施工者に義務付け、環境確保の配慮に努めます。
64	製造に要するエネルギーが少ない建設資材の採用	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	高炉セメントなど、製造に要するエネルギーが少ない建設資材などを積極的に採用します。
ヒート	アイランド対策を行います。		
65	ヒートアイランド対策	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	建物の屋根面等に高反射率塗料の塗布又は舗装の保水化等を実施 し、積極的にヒートアイランド対策を行います。
自然環	遺境を保全し、みどりを確保します。		
66	動植物の生息や生育への配慮	□ 実施しない □ 該当なし	保存可能な樹木は近接敷地へ移植し、自然環境の保全に配慮します。
67	地域のシンボルツリーの保全		既存の高木を近接敷地へ移植します。
68	既存の植生の保全	□ 実施する□ 一部実施する□ 実施しない□ 該当なし	事業計画地に隣接する緑地などがある場合には、緑地などを連続させて配置するなど、生物の生息空間の保全に努めます。
69	生物の生息空間の保全	□ 実施する☑ 一部実施する□ 実施しない□ 該当なし	事業計画地に隣接する緑地などがある場合には、緑地などを連続させて配置するなど、生物の生息空間の保全に努めます。

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
70	駐車場緑化	□ 実施しない ☑ 該当なし	駐車場は地下のため緑化はありません。
71	屋上緑化など	□ 実施しない □ 該当なし	屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化などを行います。
72	法面縁化	□ 実施しない ☑ 該当なし	当該工事においては、長大な法面を設ける計画はありません。
73	植栽樹種の選定	☑ 実施する □ 一部実施する	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
水循環	を確保します。		
74	水資源の有効利用	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	雨水を利用する設備(雨水タンク、散水設備など)を導入します。
75	雨水流出を抑制する施設の設置	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	事業区域の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水貯蓄型施 設又は雨水浸透施設等を設置します。
76	雨水浸透への配慮	図 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	外構は一部透水性塗装材を使用します。
)生活環境を保全します。		
大気・	騒音·振動等 		
77	騒音を発生させる設備設置時の配慮	□ 実施しない □ 該当なし	空調機などの騒音を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。
78	防音サッシの設置	□ 実施しない □ 該当なし	近くに幹線道路や鉄道があり騒音の影響が考えられる場合には、予め窓などに防音サッシを設置します。(T-Oサッシ)
79	駐車場の配置計画時の配慮	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の配置は住居に隣接しない計画とします。
80	近隣への悪臭及び騒音の配慮	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口、廃棄物 置場の位置などに配慮します。
81	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	ボイラー、タービン、エンジンなどの機器を設置する場合は、万全の排 出ガス対策を行います。
82	屋外照明や広告照明設置時の配慮	□ 実施しない □ 該当なし	屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
83	建築資材による光の影響の考慮	□ 実施しない □ 該当なし	建築資材(ガラス、太陽光パネルなど)による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。
84	環境に配慮した塗料の使用	□ 実施しない □ 該当なし	塗料を使用する場合は水性塗料又は、揮発性雨季化合物の含有率が 低いものを使用します。
85	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない ☑ 該当なし	周辺に特に隣接する教育施設、福祉施設、医療施設はございません。

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
中高層	層建築物(高さ10メートルを超える建築物)		
86	日照障害対策	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域(商業と工業地域を除く)を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明しました。また、できる限り軽減を図りました。
87	電波障害の事前把握及び近隣説明	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲 図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明しました。
88	電波障害発生時の改善対策	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策 を行います。
89	プライバシーの配慮		近隣住人のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策 を講じるよう努めます。
景観ま	ちづくりに貢献します。		
90	地域への調和	□ 実施しない □ 該当なし	千里山の歴史、風土、地域性を継承しつつ、現代の生活環境に相応しくかつ地域全体として調和が取れるよう配慮した建築計画とします。
91	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計 画及び設計	□ 実施しない □ 該当なし	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう景観 まちづくり計画の目標と方針に基づいた建築計画とします。
92	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮し た計画及び設計	☑ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない □ 該当なし	景観形成に関わるガイドラインや方針を有するエリアではありませんが、地域への景観形成に資するよう、地区計画に規定された事項を遵守した建築計画とします。
93	景観形成地区指定の協議	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない ☑ 該当なし	事業区域の面積が1ha未満のため該当なし。
94	景観形成基準の遵守	☑ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進する建築計画とします。
95	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	□ 実施する □ 一部実施する□ 実施しない ☑ 該当なし	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進しま す。
安心安	そ全のまちづくりに貢献します。		
96	歩行者が安全に通行できる空間整備	□ 実施する □ 一部実施する	周辺状況に応じ、計画地内において、歩行者が安全に通行できる空間を整備します。
97	災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮 した整備	☑ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	災害時の防災対策や緊急時に対応できる設備機器を積極的に導入 し、安心安全に配慮した適切な設備を行います。
98	防犯対策のための安心安全に配慮した整備	□ 実施しない □ 該当なし	防犯対策などに対応できる設備機器を積極的に導入し、安心安全に配 慮した適切な整備を行います。